

●香川県告示第83号

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成20年2月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指名停止期間の特例)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表又は第1項に規定する指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、当該有資格業者に係る指名停止の期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。ただし、その期間は、<u>36月</u>を超えることができない。</p> <p>4 有資格業者が別表の左欄に掲げる措置要件（以下この項において「措置要件」という。）に係る指名停止の期間中又は満了後更に措置要件に該当することとなった場合において、その原因となる行為その他の事実が当該指名停止の期間の満了後5年を経過するまでの間（指名停止中を含む。）にあったときにおける指名停止の期間の長期は、別表若しくは第1項に規定する指名停止の期間の長期又は前項の規定により定めた指名停止の期間に、別表又は第1項に規定する指名停止の期間の長期に更に措置要件に該当することとなった回数（一の措置要件に係る指名停止の開始の日前に他の措置要件に該当する原因となる行為その他の事実があった場合にあつては、それに係るものを除く。）を乗じて得た期間を限度として加算した期間とすることができる。ただし、その期間は、<u>36月</u>を超えることができない。</p> <p>5 略</p> <p>6 指名停止中の有資格業者について、新たに指名停止を行うこととなったときは、当該指名停止に係る期間に既に措置されている指名停止の期間の残存期間を加算する。<u>ただし、加算後の指名停止の期間は、36月を超えることができない。</u></p>	<p>(指名停止期間の特例)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表又は第1項に規定する指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、当該有資格業者に係る指名停止の期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。ただし、その期間は、<u>24月</u>を超えることができない。</p> <p>4 有資格業者が別表の左欄に掲げる措置要件（以下この項において「措置要件」という。）に係る指名停止の期間中又は満了後更に措置要件に該当することとなった場合において、その原因となる行為その他の事実が当該指名停止の期間の満了後5年を経過するまでの間（指名停止中を含む。）にあったときにおける指名停止の期間の長期は、別表若しくは第1項に規定する指名停止の期間の長期又は前項の規定により定めた指名停止の期間に、別表又は第1項に規定する指名停止の期間の長期に更に措置要件に該当することとなった回数（一の措置要件に係る指名停止の開始の日前に他の措置要件に該当する原因となる行為その他の事実があった場合にあつては、それに係るものを除く。）を乗じて得た期間を限度として加算した期間とすることができる。ただし、その期間は、<u>24月</u>を超えることができない。</p> <p>5 略</p> <p>6 指名停止中の有資格業者について、新たに指名停止を行うこととなったときは、当該指名停止に係る期間に既に措置されている指名停止の期間の残存期間を加算する。</p>

別表（第2条—第5条・第9条関係）

措置要件	期間
1～5 略	
(独占禁止法違反行為) 6 略	当該認定をした日から
(1) 県内 (2) 略	<u>12月以上24月以内</u> 略
7 略	当該認定をした日から <u>12月以上24月以内</u>
(談合又は競売入札妨害) 8 略	逮捕又は公訴の提起を知った日から
(1) 県内 (2) 県外	<u>12月以上24月以内</u> 略
9 略	逮捕又は公訴の提起を知った日から <u>12月以上24月以内</u>

別表（第2条—第5条・第8条関係）

措置要件	期間
1～5 略	
(独占禁止法違反行為) 6 次に掲げる区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。 (1) 県内 (2) 県外	当該認定をした日から          <u>9月以上15月以内</u> <u>6月以上12月以内</u>
7 県が発注する物品の買入れ等の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>9月以上18月以内</u>
(談合又は競売入札妨害) 8 次に掲げる区域内における契約に関し、個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次項に掲げる場合を除く。）。 (1) 県内 (2) 県外	逮捕又は公訴の提起を知った日から          <u>9月以上15月以内</u> <u>6月以上12月以内</u>
9 県が発注する物品の買入れ等の契約に関し、個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から <u>9月以上18月以内</u>

10～15 略

10～15 略

附 則

- 1 この要領は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。